

平成29年度 学校経営計画

～行きたい学校、帰りたい家、住みたい^{いえ}地域、それが矢東^{まち}～

大田区立矢口東小学校
校長 岩崎 政弘

I 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調とし、心身ともに健康で、意欲をもって主体的、創造的に取り組む児童の育成を目指し、次の目標の達成に努める。

- 自ら学ぶ子 *自ら学ぶ子を重点目標とする。
- 心豊かな子
- たくましい子

II 目指す学校像

- 児童が明るく元気に学び合える学校
- 保護者が安心して子どもを任せられる学校
- 地域に開かれ、地域に信頼される学校
- 教職員が協力し合い、自分の力を発揮できる学校

III 学校経営の基本方針

～ 子ども…満足 保護者…納得 地域…信頼 教職員…笑顔で協働 ～

開校90周年を契機として、地域や保護者との連携を一層深めるとともに、「信頼される学校」「地域とともに歩む学校」を目指し、日々の教育活動を通して、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健康・体力の向上」に取り組んでいく。

- 一人ひとりの子どもが輝く学校
- 家庭・地域と連携し合う学校
- 教職員がともに協力し合う学校

IV 学校経営の中期的な目標と方策

1 「信頼される学校」を目指し、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康・体力の向上を図る。

(1) 確かな学力の向上を図る

① 基礎・基本の確実な定着

- ・少人数指導の工夫や合同授業・交換授業を効果的に行うことにより、個に応じたきめ細かい指導を行う。
- ・矢東小学習スタンダードの推進により、指導の一貫性・一体性を図り、学習規律を確立する。
- ・矢東タイムの充実を図り、自学自習を推進する。
- ・家庭学習の手引きを活用するとともに、家庭学習週間を設定することで、家庭と連携した学習習慣づくりを進め、家庭学習の徹底を図る。

② 授業の質的な向上

- ・知識・技能の活用と、思考力・判断・表現力を育成するため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。

- ・児童の実態に即した学習指導計画を立て、ねらいと評価を明確にした授業展開を図る。
- ・積極的に授業を公開し、指導法の工夫・改善に努め、授業力の向上を図る。(校内研究の充実、次期学習指導要領の実施に向けた研修。区・都研究会や研修会への積極的な参加、学習効果測定の実績分析、OJTの推進、自主研修会の充実など)
- ・地域の人材や、保護者を活用した効果的な授業の展開を進める。
- ・地域の素材を生かしたものづくり教育やおもしろ理科教室を一層充実させる。
- ③ オリンピック・パラリンピック教育を基にした国際理解教育と外国語活動の推進
 - ・全学年、各教科領域で年間35回以上のオリンピック・パラリンピック教育を行う。
 - ・外国語教育指導員との連携と保護者・学生ボランティアの活用により、1年生から外国語活動を実施するとともに、英語カフェを充実させ、コミュニケーション能力の伸長を図る。
 - ・区の地域性を考慮したり、ユニセフや食育を活用したりした総合的な学習の時間をもとに、国際理解教育を推進する。
- ④ 体験的な学習の推進
 - ・地域の資源や人材を積極的に学習に活用し、児童が実際に見たり、触れたり、感じたりする五感に響く『有効な学習の機会』を意図的に推進する。
 - ・教師は教材化の可能性について、情報に敏感で、柔軟に発想できるよう努める。
- ⑤ 読書活動の推進、表現力向上に向けての取組
 - ・始業前読書タイムの充実を図る。
 - ・図書委員会の児童を中心とした読書推進運動を充実する。
 - ・図書ボランティアを募り、読み聞かせ活動や図書室の有効活用を図る。
 - ・家庭と連携した音読の学習の習慣化を進める。
 - ・「書くって楽しいね」を活用したり、外部機関を活用したりして表現力の向上を図る。
 - ・スピーチの機会を増やし、意図的、計画的に表現力の伸長を図る学習活動を進める。
- ⑥ ICT機器等を活用した授業改善
 - ・電子黒板、デジタル教科書、デジタルカメラ、パソコンなど情報機器を活用した学習を展開し積極的に授業改善を図る。

(2) 豊かな心の育成を図る

- ① 人権教育の推進と心の教育の充実
 - ・全ての教育活動を通して人権を尊重し、自他を尊重する態度、思いやりの心を育てる。
 - ・道徳教育は道徳の時間を要として全教育活動を通して行う。道徳実践力の強化を目指し、道徳授業の改善を図る。
 - ・学校生活調査の活用やスクールカウンセラーとの連携を通して、児童理解を深め、一人ひとりを支援する教育を推進する。
 - ・「縦割り班活動」や「ふれあい給食」を実施し、多様なかかわりを通して思いやり、責任感、自主性の伸長を図る。
- ② 規範意識の向上
 - ・生命尊重、人権尊重、思いやりや感謝の心の大切さを機会あるごとにとらえ指導することにより、社会性や規範意識を醸成する。(全学級あいさつ運動、三校合同おはよう運動、矢東小のきまり、生活指導タイム、時間前行動)
 - ・いじめゼロを目指す。いじめは傍観も許さない指導を徹底し、「矢口東小いじめ防止基本方針」をもとに、組織的に共通理解を図り、共通実践を進めていく。

③ 特別支援教育の推進

- ・個に応じた指導と支援を充実させる。「特別支援校内委員会」定例化し、発達障害の可能性のある児童に対する早期支援の実現及び課題の解決を図る。
- ・特別支援学級と通常学級との交流等を進めながら、校内体制を確立し、特別支援教育の円滑な実施を図る。

④ キャリア教育の推進

- ・奉仕活動の推進、様々な職業の方を招いての授業の実施などを通して、勤労意欲の伸長を図る。
- ・「ものづくり教育・学習フォーラム」への参加など、ものづくり学習を進め豊かな人間性と創造力を育てる。

(3) 健康・体力の向上を図る

① 体力の向上

- ・「体力向上モデル校」としての取組を推進し、低学年児童に運動習慣を身に付けさせるとともに、体力、健康意識の向上を地域、保護者と連携し広めていく。
- ・体育的行事の活用や外遊びを励行しながら、生活の中における運動や安全との関わりが幅広く実践できる資質や能力の基礎を培う。(30分休み、一校一取組(一学級一実践)運動、なわとび月間マラソン月間、小学生駅伝大会など)

② 体育授業の充実

- ・都体力テストなどの評価をもとに、児童の課題を明確にして体育授業の改善を進める。(運動量の確保、学習ルールの確立、教材開発、実技研修会など)

③ 健康教育の推進

- ・本校独自のカリキュラムに基づいて年間を通して健康教育、食育の指導を行う。特に、5月、10月の「早寝、早起き、朝ごはん月間」には重点的に食育を推進する。
- ・学校給食の教材化や外部講師の招聘などを通して体験的に食育の指導を進める。

2 「地域と共に歩む学校」を目指し、学校組織の活性化と地域との連携を推進する。

(1) 学校組織を活性化する

① 組織の活性化と効率化

- ・一人ひとりのモチ味、専門性を生かし協働できる組織づくりを進める。
- ・校務分掌については各自が責任ある遂行に努める。(指導性の発揮、共通理解、連絡調整、協調など)
- ・報告・連絡・相談・記録を徹底する。週の指導計画(週案)もその一つである。
- ・組織的にOJTを推進し、若手教員の育成を図ると同時に、全教職員のスキルアップやキャリアアップを進める。

② 教育に携わるものとしての自覚

- ・プロであることを自覚し、研鑽を重ね、お互いに切磋琢磨する。
- ・「よさを認め合い、学び合う中で可能性を伸ばす」学びの場を作る。認める、共感するなどカウンセリングマインドを基盤とし、優しさと厳しさの両面ある指導をしていく。
- ・保護者・外来者・児童への誠実な対応に努める。
- ・サービスの厳正に努める。(個人情報管理の徹底、体罰の禁止、わいせつ・セクハラ等非行行為の防止、会計事故防止など)
- ・安全への配慮と危機管理意識を向上させる。(安全指導、安全点検の徹底、素早い誠意ある対応、関係機関との連携など)
- ・校舎内外の環境整備・施設管理に努め、美しく整っている学校をつくる。

③ 学校経営計画に基づく事務執行

- ・ 予算編成及び執行に当たっては校長の指示を受け、教育効果を高めるよう重点を定めて行う。
- ・ 物品の購入、会計処理については公正・適正に行う。節電、節水、裏紙使用などを呼びかけリサイクル、経費削減に努める。
- ・ 施設の管理については用務主事と連携をとりつつ、安全を第一に整備を行う。施設設備の瑕疵の早期発見に努め、異常がある場合は直ちに校長または副校長に報告する。
- ・ 物品管理は定期的に行う。活用状況を確認し、必要に応じて主任に是正を促すとともに校長、副校長に報告する。
- ・ 人事、給与などの個人情報保護に留意する。就学援助に関わる事務処理についても同様である。

(2) 外部との連携を強化する

① 保護者・地域に開かれた学校

- ・ 土、日曜参観、学校公開日の充実、授業参観の日常化（毎日が公開日）を進める。
- ・ 関係者評価の点検、改善を進める。教育課程の改善に生かす。（可能なことは年度途中でも改善を図る。）
- ・ あいさつや家庭学習の定着などは家庭と連携し指導を進める。
- ・ 保護者や地域に呼びかけ、読書ボランティア、家庭科ボランティアなどを募り授業改善を進める。
- ・ 土曜補習教室、土曜スクール、地域行事への協力、参加を通して保護者・地域との連携を深める。
- ・ 地域の教材化、地域人材の連携や活用などをもとに、学校支援地域本部事業の充実を目指す。

② 幼保小の連携

- ・ 近隣幼稚園・保育園には学校公開等の案内をしたり、行事・授業交流をしたりするなど連携を深め、小一プロブレムの予防に努めるとともに、本校の教育活動への理解を進める。

③ 小中の連携

- ・ 小・中の教員が相互に授業参観を行ったり協議会を継続したりすることで指導の連携を図っていく。
- ・ 児童・生徒の情報を共有化することで児童生徒の健全育成に資する。
- ・ 家庭教育力、地域力、学校力の更なる向上を目指し、三校合同「おはようウェーブデー・イン矢口」の拡充を図る。